

大阪市動物愛護関連事業寄附金取扱要綱

制 定 平成25年5月1日
最近改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市が行う動物愛護関連事業に対する寄附金（以下「寄附金」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(事業の定義)

第2条 前条の「動物愛護関連事業」とは次に掲げる事業をいう。

- (1) 所有者不明猫適正管理推進事業
- (2) 動物愛護管理事業

(寄附金の使途)

第3条 寄附金は大阪市動物愛護管理施策推進基金に積み立て、基金の充当事業については別に定める。

(寄附金の納付)

第4条 寄附金の納付は、納付書等により行うものとする。

- 2 市長は、寄附金を受領したときは、寄附を行った者に対し寄附金額を記載した受領書を発行する。
- 3 寄附金は、原則、これを返還しない。

(寄附金の管理)

第5条 寄附金の適正な管理を図るため、寄附者台帳を作成し、必要な事項を記入するものとする。

(庶務)

第6条 寄附金収受に関する事務は、健康局生活衛生部生活衛生課において所管するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康局長が別に定める。

附 則 (平25.7.1)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平27.4.1)

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平30.4.1)

この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令7.4.1)

この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。